2012年度国際動産取引法　期末試験

高橋宏司　出題

第一問

工業薬品の製造を業とするBは、化合物Zを製造する目的を伝え、商社Sから、原料Xを1000トンおよび原料Yを400トン買い受ける契約(本件売買契約)をFOB条件で締結した。そして、海運会社Cに運送を依頼し、本件売買契約で指定された船積港にCの所有船を手配した。ところが、Sが船積みしたXは、不純物の混入により、使い物にならないものだった。他方、Sが船積みしたYは、本件売買契約に適合する物であった。Yの保存には換気が必要で、Yが積み付けられた船倉には通風筒が備えられていた。しかし、航行中、荒天に遭遇した際に、風雨に備えて用意されていたカバーを通風筒に取り付けることを船員が怠ったため、通風筒から雨水が船倉に浸入した。その結果、Yの400トンのうち100トンは、雨水の混入により、Zの製造目的では使えなくなった。残りの300トンは無事に運送された。日本法、なかでも、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)および国際海上物品運送法が適用されるとして、以下の独立した各問いに答えなさい。

(1)　Bは、本件売買契約の全部を解除できるか。(期末試験総点80点中25点)

(2)　 Bは、所期の目的であるZの製造はできなくなったが、Yを別の用途にあてることにした。Bは、Xについてのみ、本件売買契約を解除できるか。(期末試験総点80点中10点)

(3)　Bは、所期の目的であるZの製造はできなくなったが、Yのうち雨水の混入しなかった300トンを別の用途にあてたいと考えている。Bは、XおよびYのうち雨水の混入した100トンについてのみ、本件売買契約を解除できるか。また、この結論を踏まえて、Bにどのような助言が可能か。(期末試験総点80点中10点)

(4) Bは、Yのうち雨水が混入した100トンにつき、Cに対して損害賠償を請求することができるか。立証責任の分配については論じなくてもよい。(期末試験総点80点中10点)

第二問

「国際海上物品運送法と比べて、モントリオール条約(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約)の下では、運送人の荷主に対する責任は重い」という見方の当否を論ぜよ。(期末試験総点80点中25点)